

令和7年4月9日

保護者各位

都立光明学園校長
島添 聡

学校感染症について

平素より本校の学校保健活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、学校感染症に罹患した場合、お子様の十分な休養や体調の早期回復、他の学園生への感染予防のための休養であり、欠席となりません。登校・訪問授業を再開する際には、下記の**登校・訪問授業再開届**の御提出をお願いいたします。

記

1 登校・訪問授業再開届の提出について

- (1) 学校感染症（下表）にかかったときは、医師の登校許可が出るまで出席停止となります。再開する際には、登校・訪問授業再開届の御提出をお願いします。
- (2) 御提出は、QRコード、又はリンク (<https://logoform.jp/f/2PkLH>) から御提出ください。本校のホームページにも同リンクを掲載しております。
※昨年度から名称（旧：登校許可書、訪問授業再開許可書）と提出方法が変更となっております。



2 主な学校感染症について（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで (※発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ等 その他の感染症（アタマジラミ症、感染性胃腸炎、肺炎球菌感染症、手足口病等、RSウイルス、アデノウイルス、感染拡大が懸念される感染症）※基準は感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）

(令和5年5月8日の学校保健施行規則の一部改正による基準)

3 その他

- (1) 入院した場合は、健康観察と入院時の経過等の聞き取りをさせていただきます。そのため、登校再開初日の登校時には保護者の方の付き添いをお願いします。
- (2) 学校感染症が発生した場合、個人情報に留意しつつ、予防に必要な情報として「発生した感染症名、学部、学年、学習グループ、バスコース等」についてさくら連絡網等により全校にお知らせします。
- (3) 御不明な点等ございましたら、以下の担当までお問い合わせください。

【担当】

東京都立光明学園

副校長 笹渕 真子

養護教諭 田嶋 千草

加藤 萌

電話 03-3323-8421